

審 査 基 準

平成 1 2 年 5 月 1 7 日作成

法 令 名：自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律
根 拠 条 項：第 1 2 条第 3 項
処 分 の 概 要：防犯登録を行う者の指定
原権者（委任先）：島根県公安委員会
法 令 の 定 め：自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：3 0 日
申 請 先： 島根県警察本部生活安全部生活安全企画課
問 い 合 わ せ 先： 島根県警察本部生活安全部生活安全企画課
備 考：